

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A－1 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局（注）の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 基幹放送をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信地上基幹放送をする無線局を除く。）を除く。

- 1 無線局（再免許を受けるものを除く。）の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 2 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

A－2 次の記述は、海上移動業務の無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A は、その旨を総務大臣に届け出て、その B 、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。以下同じ。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする B 、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 C を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の12（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 工事が落成したとき	無線設備	その一部
2 工事落成の期限の日になったとき	無線設備	当該検査
3 工事が落成したとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	当該検査
4 工事落成の期限の日になったとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	その一部

A－3 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 無線局の免許人又は無線従事者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、3年以下の拘禁刑又は150万円以下の罰金に処する。

A－4 次の記述は、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲は、次のとおりである。

(1) 漁船（注1）に施設する空中線電力 **A** の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（注2）

注1 専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。
2 国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。

(2) (1)に掲げる操作以外の操作で次のイからハまでに掲げるもの（注3）

注3 国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。

イ 船舶に施設する空中線電力 **A** の無線設備（注4）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）

注4 船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。

ロ 海岸局の空中線電力 **B** の無線設備（レーダーを除く。）の操作（注5）

注5 漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。

ハ 次の(イ)及び(ロ)に掲げる無線設備の **C** の技術操作

(イ) 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備

(ロ) レーダー

(3) (1)及び(2)のほか、電波法施行令第3条に定める操作

	A	B	C
1	500ワット以下	150ワット以下	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの
2	250ワット以下	150ワット以下	外部の調整部分
3	500ワット以下	125ワット以下	外部の調整部分
4	250ワット以下	125ワット以下	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

A－5 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。
- 2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために、運用の停止を命ずることができる。
- 3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－6 次の記述のうち、船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に適合しないものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 通信のたびごとに、次の(1)から(4)までの事項
 - (1) 通信の開始及び終了の時刻
 - (2) 相手局の識別信号
 - (3) 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
 - (4) 相手局から通知を受けた事項の概要
- 2 レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- 3 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実
- 4 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要

A－7 次の記述は、船舶局の遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。電波法施行規則（第38条の4）及び無線局運用規則（第8条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の遭難自動通報設備においては、 A 、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- ② 遭難自動通報設備を備える船舶局の免許人は、①により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、 B 、これを保存しなければならない。

A	B
1 1年以内の期間ごとに	当該試験をした日以後に最初に行われる無線局の検査の日まで
2 1箇月以内の期間ごとに	当該試験をした日から2年間
3 1年以内の期間ごとに	当該試験をした日から2年間
4 1箇月以内の期間ごとに	当該試験をした日以後に最初に行われる無線局の検査の日まで

A－8 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開等について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、 A の間隔をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに B しなければならない。 C のための電波の発射についても同様とする。

A	B	C
1 1分以上	その呼出しを中止	通報の送信
2 1分以上	空中線電力を低減して呼出しを	無線設備の機器の試験又は調整
3 2分間	空中線電力を低減して呼出しを	通報の送信
4 2分間	その呼出しを中止	無線設備の機器の試験又は調整

A－9 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A－10 次の掲げる事項のうち、遭難通信を行う場合に該当するものはどれか。電波法（第52条第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

A－11 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第68条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、 A 安全通信を取り扱わなければならない。
- ② 海岸局及び船舶局は、 B 又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が C その安全通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	安全信号	終了するまで
2 速やかに、かつ、確実に	警急信号若しくは安全信号	終了するまで
3 速やかに、かつ、確実に	安全信号	自局に関係のないことを確認するまで
4 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	警急信号若しくは安全信号	自局に関係のないことを確認するまで

A－12 次の記述は、遭難警報の送信及び遭難呼出しについて述べたものである。無線局運用規則（第75条及び第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶が遭難した場合に船舶局が A を使用して行う遭難警報は、電波法施行規則別図第1号1（遭難警報）に定める次の構成のものを送信して行うものとする。この場合において、この送信は、5回連続して行うものとする。

同期 符号	呼出しの種類 (注1)	自局の 識別信号	遭難の 種 類	遭難の 位 置	遭難の 時 刻	テレコマンド (注2)	終了符号	誤り検定 符 号
----------	----------------	-------------	------------	------------	------------	----------------	------	-------------

注1 コード番号「112」であること。
2 引き続き行う通報の型式をコード化したものであること。

- ② 遭難呼出しは、無線電話により、次の(1)から(3)までの区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) B （又は「遭難」） 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出符号又は呼出名称 3回
- ③ 遭難呼出しは、特定の無線局に C 。

A	B	C
1 デジタル選択呼出装置	ディストレス	あてなければならない
2 狭帯域直接印刷電信装置	メーデー	あてなければならない
3 狭帯域直接印刷電信装置	ディストレス	あててはならない
4 デジタル選択呼出装置	メーデー	あててはならない

A－13 次に掲げる無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 3 遭難通報を送信した無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局

A－14 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに総務大臣が免許人に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に A の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が同法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に B なければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が同法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の A の停止を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 C ことができる。

A	B	C
1 無線局の運用	電波を試験的に発射させ	免許人に対し、文書で詳細な報告を求める
2 無線局の運用	電波の質の測定結果を報告させ	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる
3 電波の発射	電波を試験的に発射させ	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる
4 電波の発射	電波の質の測定結果を報告させ	免許人に対し、文書で詳細な報告を求める

A－15 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 2 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 3 送信局は、業務を満足に行うために必要な最小限の電力で輻射しなければならない。
- 4 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくは紛らわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。

B－1 次に掲げる事項のうち、電波法（第8条）の規定に照らし、総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- イ 通信の相手方及び通信事項
- ウ 電波の型式及び周波数
- エ 空中線電力
- オ 免許の有効期間

B－2 義務船舶局の無線設備に関する次の記述のうち、無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局に備える無線設備の空中線は、通常起こり得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。
- イ 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、F3E電波156.8MHzを使用するものの空中線は、船舶のできる限り航海船橋の近くに設置されたものでなければならない。
- ウ 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、船舶のできる限り上部において、遭難通信及び航行の安全に関する通信を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- エ 無線設備規則第38条（義務船舶局等の無線設備の条件）第2項の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- オ 義務船舶局に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。

B－3 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の ア を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③ ②によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の ア に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ④ ②によりその選任の届出がされた主任無線従事者の イ 無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が③の職務を行うため必要であると認めてする ウ に従わなければならない。
- ⑤ 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、②によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省で定める エ ごとに、無線設備の ア に関し総務大臣の行う オ を受けさせなければならない。

- | | | | |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 管理及び運用 | 2 操作の監督 | 3 訓練を受けて | 4 監督の下に |
| 5 指示 | 6 命令 | 7 資格 | 8 期間 |
| 9 試験 | 10 講習 | | |

B－4 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 海上移動業務の無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- (1) ア を行ったとき。
- (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、 イ とき。
- ② 総務大臣は、 ウ その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、 エ に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、 オ 、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | 2 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 3 あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた | 4 当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた |
| 5 無線通信の秩序の維持 | 6 無線通信の円滑な疎通 |
| 7 免許人 | 8 免許人又は無線従事者 |
| 9 当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領したときに限り | 10 当該通報を発信したときに限り |

B－5 次に掲げる業務書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、義務船舶局（国際通信を行うものを除く。）に備え付けておかなければならない書類を1、備付けを要しない書類を2として解答せよ。

- ア 国際電気通信連合憲章、無線通信規則
- イ 免許記録
- ウ 無線従事者選解任届の写し
- エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- オ 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表